わかやま市議会だより設置者募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、わかやま市議会だより(以下「市議会だより」という。)を設置する事業 者を募集し、市議会だよりを広く市民に周知することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その 他の団体とする。ただし、広報委員会委員長(以下「委員長」という。)が適当でないと認め る者を除く。

(募集)

第3条 市議会だよりの設置を希望する事業者の募集は、市議会ホームページ、市議会だより等 による公募とする。

(申込み)

第4条 事業者は、市議会だよりの設置を希望するときは、わかやま市議会だより設置申込書 (別記様式第1号)を委員長に提出するものとする。

(登録)

第5条 委員長は、前条の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、設置を決定した 事業者(以下「設置者」という。)をわかやま市議会だより設置者登録簿(別記様式第2号) に登録するものとする。

(市議会だよりの送付)

- 第6条 委員長は、前条の規定により登録した設置者に対し、市議会だよりを発行するごとに当該市議会だよりを送付するものとする。ただし、当該発送の上限部数は30部とする。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、当該設置者からの申し出がある場合は、1回につき30 部を上限として追加送付することができる。

(登録の取消し)

- 第7条 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定による登録を 取り消すことができる。
  - (1) 設置者から設置辞退の申し出があったとき。
  - (2) 市議会だよりを設置以外の用途に使用したとき。
- (3) 申込みの内容に虚偽があったとき。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。